

豊橋市官民連携まちなかにぎわい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市官民連携まちなかにぎわい創出事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、民間主体によるまちなかのにぎわいを創出する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助することにより、まちなかのにぎわい創出を図り、もって中心市街地の活性化に資することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、株式会社豊橋まちなか活性化センター（以下「補助事業者」という。）が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) まちなかのにぎわいの創出につながるイベントの開催等
- (2) まちなかの商店街等の人材育成や組織力などの強化につながる事業等
- (3) 公共空間の利活用を促進する事業
- (4) その他まちなかのにぎわいの創出につながると市長が認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助事業を実施するために要する消耗品費、備品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、出展料、会議費、広報宣伝費、調査研究費、原材料費、製造・加工外注費、デザイン料、専門家謝金、アルバイト賃金、専門家旅費、委託費、その他事業の運営に必要な事業費とする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、補助事業の開始前までにしなければならない。

(概算払)

第7条 規則第13条ただし書に規定する補助金の全部又は一部を概算払で請求しようとするときは、見積書や見込書など支出予定額がわかる書類に補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(概算払の精算)

第8条 前条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、規則第11条の規定による補助金の確定の通知を受けた後は、速やかに当該確定の通知に基づき精算をしなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第10条第1項の規定による実績報告は、補助事業が完了した日から起算

して20日以内又は会計年度の末日までのいずれか早い日までに、市長にしなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。